



上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

- 本店 下荒田事務所
- 支店 名山町鹿兒島ビル事務所
- 支店 甲南永山事務所
- 支店 荒田八幡事務所



第261号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

五輪有情

6月30日午後4時30分、事務所近くの荒田八幡宮の恒例の神事『夏越の祓』に参加してきました。コロナに翻弄された前半の穢れを落とし、一日も早くコロナを克服して安心・安全な日常を取り戻せるようにと、地域の皆さんと一緒に厄除けの祈願をしました。“蘇民将来”と唱えながら、茅の輪をくぐり“身を清め”後半戦にスタートダッシュです。

史上初めて延長された2020東京五輪が、いよいよ7月23日、日本の威信をかけて開幕されます。政府のコロナ感染症分科会の尾身会長が国会で「本来はパンデミック（世界的大流行）の最中で五輪をやるべきではない」と述べ、波紋を広げました。野党は『五輪中止勧告』と受け止めて攻勢を強め、政府・与党からは反発の声があがりました。さらに尾身会長ら専門家の有志は、開催するのであれば「無観客での開催が最もリスクが少ない」と提言しました。

6月6日、イギリスで開かれた先進7か国首脳会議（G7サミット）で、菅首相は全首脳から東京五輪開催の『支持』を取り付けました。帰国した首相は「安全・安心の大会について説明し、全首脳から力強い支持をいただいた」と開催に自信をのぞかせました。そんな最中、政府が『安全・安心』の根拠とする水際対策の欠陥が露呈しました。来日したウガンダ選手団9人の中に2人の陽性者が確認されたのです。外国からは約7万人の選手・関係者が来日するといわれています。外部との接触が遮断される『バブル方式』が十分に機能する強固な体制を、至急構築しなければなりません。7月8日、東京都に緊急事態宣言再発令を受けて、首都圏4会場が無観客とする方針が固まりました。

コロナ下の不自由な環境の中で、ライバルに勝利した強運の世界中の一流のアスリートが競い合う感動のドラマが、あと数日で開演されます。聖火台に灯がとまり五輪という世界最高級のイベントを、熱中症対策をしっかりと期待して待ちたいものです。東京五輪代表選考会を兼ねた陸上の日本選手権では、花形種目男子100メートルで多田修平が決勝を初めて制し、代表に決まりました。今までの日本選手権では、日本短距離陣の一角を占めながら、雲の

目次

ごあいさつ “五輪有情”	…1P
税務カレンダー	…2P
2021年7月の経理・税務チェックリスト	…3P
職員コラム 今月の担当:浮津 史昭	…3P
会計・税務のQ&A!“インボイス制度について”	…4・5P
企業防衛対策のすすめ	…6P
お客様情報 株式会社らしさサポート らしさ保育園	…7P
国税庁令和3年分路線価等公表	…7P
随想 “「海は広いな 大きいな」 上川路 美恵野”	…8P

上の存在だった9秒台のホルダー（桐生、山縣、小池、サニブラウン）の4人には勝てずに3年連続で5着と敗れていました。6月25日の決勝では5人が集結した空前の激戦を、多田は持ち味のスタートダッシュで先頭に立ち、ゴールを駆け抜け日本最速の称号を得ました。“この日、この一瞬”にすべてを懸けた若者たちに、『勝利の女神』の非情の当落の裁定がくだされたのです。

女子ゴルフの全米女子オープン選手権は、19歳の笹生優花が22歳の畑岡奈紗とのプレーオフを制して、大会史上最年少で初優勝を果たしました。樋口久子、渋野日向子に次ぐ日本女子3人目のメジャー制覇です。笹生はフィリピンと日本の二重国籍を持っていて、東京五輪ではフィリピン代表として出場の予定です。世界最高峰の頂上の舞台で笹生、畑岡と二人の才能が開花して、日本ゴルフ界の選手育成・強化が結実しつつある証しともなりました。

“翔平と聡太”二人の天才から今日も目が離せません。大リーガー大谷翔平の華のある活躍がとまりません。投打の二刀流は連日健在で、“翔タイム”を演出していて、オールスター出場も決まりました。将棋界のプリンス藤井聡太は叡王戦への挑戦が決定して三冠も射程に入りました。渡辺明名人との棋聖戦を3連勝で初防衛して9段昇段を決め、最強の棋士として着実に歩を進めています。

(令和3年7月吉日)



税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！

2021年7月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12 	13	14	15 	16	17
18	19	20	21	22 	23 	24
				海の日	スポーツの日	
25	26	27	28	29	30	31
8/1 	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7

<5月決算会社申告書提出>



8月2日まで

- ・5月決算法人の確定申告
- ・11月決算法人の中間申告(半期分)
- ・消費税、地方消費税の中間申告
8月決算法人 第3四半期分
11月決算法人 第2四半期分
2月決算法人 第1四半期分
- ・2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・所得税の予定納税額の納付(第1期分)

7月12日まで



- ・源泉所得税の納付 (年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月12日までに納付)
- ・住民税の特別徴収税額の納付

7月15日まで

- ・所得税の予定納税額の減額申請



7月中において市町村の条例で定める日

- ・固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

2021年8月

<6月決算会社申告書提出>

8月31日まで

- ・6月決算法人の確定申告
- ・1・2月決算法人の中間申告(半期分)
- ・消費税、地方消費税の中間申告
9月決算法人 第3四半期分
12月決算法人 第2四半期分
3月決算法人 第1四半期分
- ・3・6・9・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・個人事業者の当年分の消費税等の中間申告

8月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

8月中において各都道府県・市町村の条例で定める日

- ・個人事業税の第1期分の納付
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の第2期分の納付





業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

所得税の予定納税額の減額申請

□ 7月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されます。

労働者死傷病（軽度）報告の提出

□ 従業員が業務上の事故・疾病で1～3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。7月末までに4月～6月分の報告を行いますが、休業が4日以上になった場合は、その都度遅滞なく報告しなければいけません。

健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

□ 7月1日現在の従業員（提出すべき被保険者全員）の4～6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日～7月12日までです。

補助金・助成金の情報確認

□ 国や自治体の補助金・助成金制度は、毎年度の予算成立を受けてから7月頃までに各制度の骨組みが固まります。補助金・助成金は、それぞれ募集期間や受給要件などが異なります。自社に必要な補助金・助成金についての情報は早めに収集し、申請のスケジュールを立てておくようにしましょう。

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつマイブームについて紹介していきます。
職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆

テーマ：「サッカー観戦」

今月の担当：経営支援部 浮津 史昭

いよいよ今月の23日（金）から東京オリンピックが始まります。様々な条件下ではありますが、選手の皆様には精一杯頑張りたいですね。それに先立って21日（水）からサッカー競技のグループステージが始まります。日本は、グループAで、南アフリカ、メキシコ、フランスと予選を戦います。予選から優勝候補のメキシコ、フランスと当たるため、予選突破出来ればメダルの可能性も高くなってきます。今回の日本代表U-24は、OA枠3名を加えた総勢18名。GKには出水市出身の大迫敬介選手も選ばれています。私の推しメンは、ボランチの遠藤航選手と田中碧選手です。ボランチというポジションは、攻めも守りも出来ないといけないし、とにかく運動量が必要なポジションです。この2人に共通するのは、

とにかく得点が取れる選手ということです。サッカーはいくら守れても点数を入れることができないと勝てません。得点力のある選手をより多くフィールドに集めるためにはボランチの得点力は欠かせません。そしてもう一つ、マンツーマンに強い選手ということです。特に遠藤選手はブンデスリーガでツバイキャンプ（1対1での戦い）における勝ち数でトップを走っているほど1対1に強い選手です。皆さんもこの夏は是非この2人に注目してサッカー観戦を楽しんでみてはいかがでしょうか。



会計・税務のQ&A!



テーマ『インボイス制度について①』

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として**インボイス制度**が導入されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者(登録事業者)」に限られ、この「適格請求書発行事業者(登録事業者)」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。登録申請の受付は、令和3年10月1日から開始されますので、インボイス制度の理解を深め、しっかり準備をしていきましょう。これから数回にわたり、インボイス制度についての解説を連載していきたいと思ひます。

消費税の基本的な仕組み おさらい

消費税とは

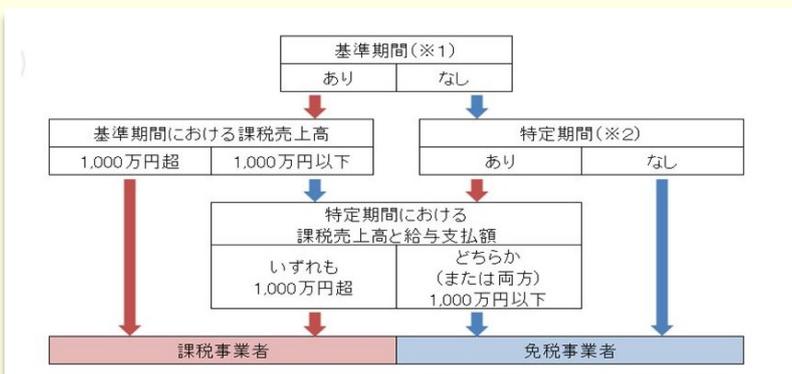
- 消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税です。
- 最終的に商品等を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付します。

- ◎消費税を負担する者=消費者
- ◎消費税を申告、納付する者=事業者

売上に係る消費税額 - 課税仕入等に係る消費税額 = 消費税額



課税事業者と免税事業者



※1 基準期間(個人事業者は前々年、法人は原則前々事業年度)
※2 特定期間(法人の場合は原則前年度の期首から6か月の期間、個人の場合は前年の1月から6月まで)

- ◎課税事業者=消費税を納付する義務がある法人、個人事業主
- ◎免税事業者=消費税の納税義務が免除される法人、個人事業主

- ◆ 事業を開始して2年間は、基準期間、つまり前々年の課税売上高がないので、免税事業者となります (ただし出資金1,000万円以上は免除されません)
- ◆ 免税事業者であっても課税事業者になることを選択することができます
- ◆ 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の場合、簡易課税を選択することができます。簡易課税は業種ごとに定められた「みなし仕入れ率」を用いて、消費税の納付金額を算出します

消費税額の計算方法(原則法)

売上に係る消費税額 (売上税額) - 課税仕入等に係る消費税額 (仕入税額) = 消費税額 (納付する消費税額)

200万円

150万円

50万円

仕入税額控除

(変更) 令和5年10月1日より
仕入税額控除の要件に**インボイス等の保存**が追加されます



Q. インボイスってなに？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、今までの「区分記載請求書」に「**（適格請求書発行事業者）登録番号**」、「**適用税率**」及び「**消費税額等**」の記載が追加されたものをいいます。

国税庁HPより

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較	
<区分記載請求書（現行）> ~令和5年9月	<インボイス> 令和5年10月~
<p>請求書</p> <p>〇〇株式会社 株式会社△△</p> <p>●年●月分</p> <p>■月▲日 割りばし 550円 ■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円</p> <p>合 計 43,600円 (10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円)</p> <p>※は軽減税率対象</p>	<p>請求書</p> <p>〇〇株式会社 株式会社△△ (T1234...)</p> <p>●年●月分</p> <p>■月▲日 割りばし 550円 ■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円</p> <p>合 計 43,600円</p> <p>10%対象 22,000円 内税 2,000円 8%対象 21,600円 内税 1,600円</p> <p>※は軽減税率対象</p>
<p>【記載事項】</p> <p>① 請求書発行事業者の氏名又は名称</p> <p>② 取引年月日</p> <p>③ 取引の内容（軽減対象税率の対象品目である旨）</p> <p>④ 税率ごとに区分して合計した対価の額</p> <p>⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称</p>	<p>【記載事項】</p> <p>区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの</p> <p>① 登録番号 （課税事業者のみ登録可）</p> <p>② 適用税率</p> <p>③ 税率ごとに区分した消費税額等</p>

Q. インボイス制度とは？

- ◆ 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、**インボイスを交付**しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）
- ◆ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けた**インボイス※の保存等が必要**となります。

※買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、インボイスに記載が必要な事項が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

条件を満たせば、
仕入明細書でもOK

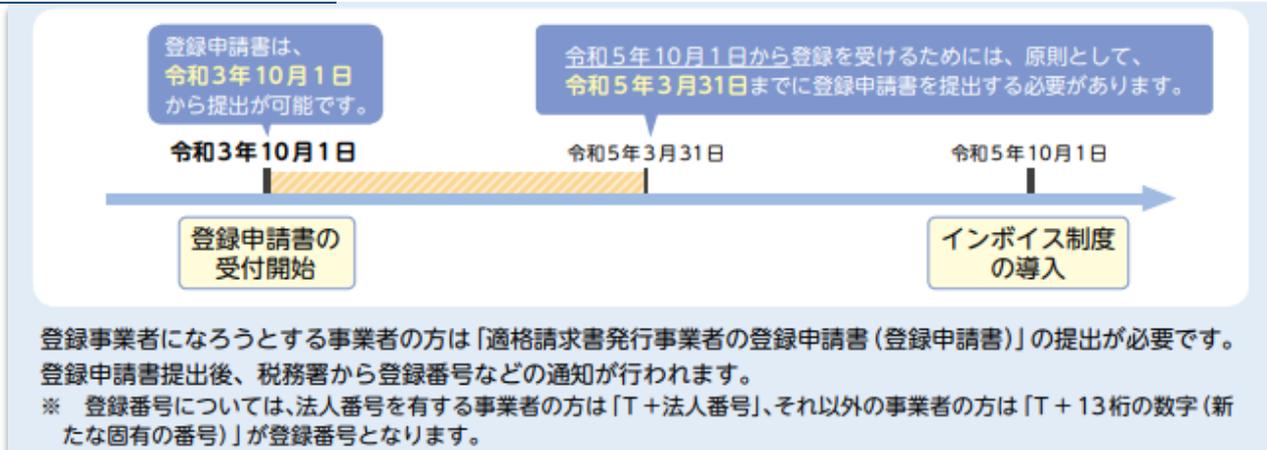
令和3年10月1日より、適格請求書発行事業者（登録事業者）の申請書受付が開始されます！

適格請求書発行事業者（登録事業者）のみがインボイスを交付することができます。仕入税額控除の要件としてインボイス等の保存が求められるため、適格請求書発行事業者（登録事業者）でない事業者からの課税仕入は、仕入税額控除の対象とならない事になります。（経過措置あり）

なお、**免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには課税事業者を選択する必要があります**があります。

● 制度導入までのスケジュール ●

国税庁HPより



次回、売手の留意点（適格請求書発行事業者の義務等）について改めて取り上げたいと思います



「保険契約等に関する権利の評価」の改正による影響について

国税庁より2021年6月25日付けで、「所得税基本通達の制定について」の一部（保険契約等に関する権利の評価）の改正がなされ公示されました。この改正の主な対象になるのは法人契約の「低解約返戻金型定期保険」です。「低解約返戻金型定期保険」の権利を法人から個人（役員、従業員）に支給（名義変更）した場合の権利の評価の仕方が、令和3年7月1日以後変更となります。この改正により、同保険契約の名義変更時の税務の仕組みが大きく変わることになります。

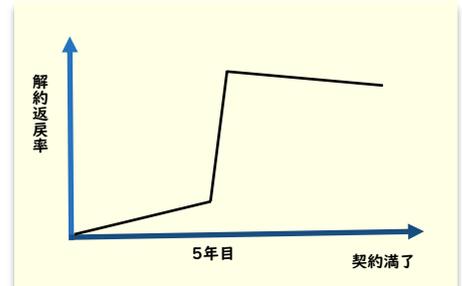
今回の改正の概要

改正前	改正後
解約返戻率で評価する	解約返戻率の算定基準について、資産計上額の70%以下のものは資産計上額を評価とする
	2021年7月1日以後に行う保険契約等に関する権利の支給（名義変更）について適用（適用契約は2019年7月8日以降に契約されたもの）

具体例(イメージ)

- ・被保険者を従業員や役員として法人として契約（保険料200万円/年）
- ・解約返戻金が5年目で引き上げられる(4年目まで低解約返戻率)
- ・4年目に法人から個人へ名義変更（個人が法人から保険契約を買い取る）

	支払保険料 累計額	資産計上 累計額	損金累計額	解約返戻金 (解約返戻率)
1年目	200万円	120万円	80万円	0万円
2年目	400万円	240万円	160万円	16万円 (4%)
3年目	600万円	360万円	240万円	24万円 (4%)
4年目	800万円	480万円	320万円	32万円 (4%)
5年目	1000万円	600万円	400万円	850万円 (85%)



あくまでも概要をお伝えするための具体例です。実例ではありません。2～4年目の解約返戻率を4%と設定しています。

権利の支給（名義変更）

改正前

解約返戻率で評価する
(解約返戻金相当)

個人

32万円で保険契約を買い取る

法人

損金合計：320万円

売却損：480万円 - 32万円 = 448万円

損金合計 768万円

改正後

解約返戻率の算定基準について、資産計上額の70%以下のものは資産計上額を評価とする

個人

480万円で保険契約を買い取る

法人

損金合計：320万円

売却損：480万円 - 480万円 = 0

損金合計 320万円

改正後
←取得金額増

改正後
損金合計減

お客様情報

らしさサポート 株式会社

保育理念

スマイル 😊
健やかに明るく

サポート ❤️
お父さんお母さんの安心

知育 📖
English 読み聞かせ



保育時間 7:00 ~ 20:00
対象年齢 生後3か月頃~2歳まで
(満3歳になった3月31日まで)

病児保育・
病後児保育

看護師が毎日
3名以上常駐
しております



ご相談・お問い合わせは

〒892-0871 鹿児島市吉野町3073-90
TEL099-800-8275 / FAX099-800-8495
<https://rashisa-hoikuen.com>
mail:hoikuen-yoshino@rashisa.co.jp

運営
らしさサポート 株式会社  

国税庁 令和3年分路線価等を公表

国税庁は7月1日、令和3年分の路線価等を公表しました。九州7県の標準宅地の評価基準額は前年比0.4%上昇しましたが、上昇率は前年から縮小しました。コロナ禍で商業地や観光地が低迷し、全国的には22都市の最高路線価が下落しました。その一方、住宅地は底堅い動きとなりました。

●路線価とは

道路に面した標準的な宅地の1平方メートルあたりの土地の評価額を示す指標です。

路線価には、相続税や贈与税の算出に用いられる「相続税路線価」と、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、登録免許税の算出に用いられる「固定資産税路線価」の2種類があります。

相続税路線価は国税局・税務署が決定しますが、固定資産税路線価は各市町村(東京23区内は東京都)が決定します。

単に「路線価」という場合は、相続税路線価を指すのが一般的です。

令和3年分鹿児島県内11税務署別最高路線価 (1㎡当たり)

署名	所在地	評価額 (千円)	変動率 (%)
鹿児島	鹿児島市東千石町 天文館電車通り	910	▲ 1.1
川内	薩摩川内市西向田町 太平橋通り	75	▲ 1.3
鹿屋	鹿屋市寿3丁目 県道68号線	43	0.0
大島	奄美市名瀬末広町 中央通り	125	0.0
出水	出水市昭和町 市役所前通り	27	0.0
指宿	指宿市湊1丁目 駅前通り	36	▲ 2.7
種子島	西之表市東町 東町通り	41	▲ 2.4
知覧	南さつま市加世田本町 国道270号線	33	▲ 2.9
伊集院	日置市伊集院町徳重3丁目 伊集院駅北口記念通り	52	0.0
加治木	霧島市国分中央3丁目 新市街通り	65	▲ 1.5
大隅	志布志市志布志町志布志2丁目 国道220号線	24	0.0

 国税庁HP 路線価図をご覧ください



随想『海は広いな 大きいな』 上川路美恵野

ぎらつく太陽に真っ白い入道雲。今年も暑い夏がやってきました。

今年は祝日の移動があり7月19日の海の日は22日に移動していて、手帳を確認しながら今更のよに驚きました。

「海の日」は私にとっては最近できた今一つ馴染みのない祝日ですが「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」という日だそうです。

鹿児島市も錦江湾が目の前に広がり海は身近に思えますが、一方で海の中がどうなっているのかわからないという謎に満ちた存在でもあります。そんな海の中の様子を調査する「バイオロギング」という手法を最近知って興味を持っています。

「バイオロギング」は、Bio（生物）とLog（記録する）を組み合わせた造語です。野生生物に行動記録計やGPS装置などをとりつけて、動物が自然界でどのような行動を取っているのか、体温や心拍数などの生理的状態、スピードや姿勢など身体の状態などの記録や周囲の環境情報（温度、照度など）などを記録する手法です。

アザラシやイルカ、クジラ、ウミガメ、ペンギン、ミズナギドリなど様々な動物を利用してバイオロギングを利用した調査が行われていて、これまで追跡が難しかった海や空での動物の行動や生態が明らかになっています。動物に取り付けたカメラで撮影された海中の映像を水音を聞きながらじっと見ていると暑い日でもひんやりとした水中にいるような気がしてきます。

すっかり面白くなってしまっていてバイオロギング研究を支援するプロジェクトに微力ながら参加して、寄附の特典としてタグをつけて放流するウミガメに名前を付けさせてもらいました。いつかそのタグをつけたカメラがどこかで発見されたらその知らせが届くことになっています。十年以上の期間を要する気長な話ではありますが、目の前の錦江湾から続く広い広い海のどこかでフクちゃん（皆が穏やかで幸福な日々を過ごせるようにと願って名付けました）が泳いでいることを想像するとゆったりと和やかな気持ちになり、目の前の海の環境を守るうという思いも自然と湧いてきます。

バイオロギングによって動物たちが集めたデータは動物の生態解明だけでなく、環境保全や気象予測などにも役立つことが期待されているそうです。折しも、熱海や山陰などで大雨による被害が起き、特に熱海で起きた土砂崩れの映像に心を痛めています。地球の大半を占める海のことを知ることで減災防災に役立つこともあるかもしれません。

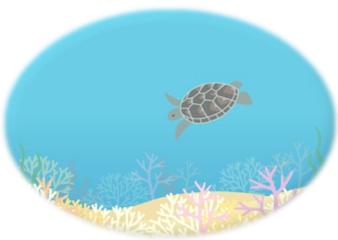
今年は「海の日」を含めて少し長めの連休ですから、ゆっくりと海のこと、環境のこと、私たちの社会の未来のことを考える機会にしたいと思います。



美恵野

夏萩神樹のそよぎ幣のごと

6月30日荒田八幡の夏越の萩にて



連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

■支店 甲南永山事務所

〒890-0052 鹿児島市上之園町14-11
Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

■支店 荒田八幡事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田2-9-18
Tel 099-252-3950 FAX 099-252-3951

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集後記

7月に入り、30度を超える日が多くなってきました。こんなに早い時期から冷房を付けてもいいのだろうかと思いますが、我慢しすぎて熱中症になってしまったのは元も子もないので、設定温度を高めにして扇風機と併用しています。熱中症の発生は6月頃より増加し、7～8月がピークとの事。熱中症予防に努めていきましょう。

編集委員 上川路美恵野 鶴田 福留 東崎 関 清水

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

